

第 23 号

理科教育設備整備費等補助金教材備品購入

仕 様 書

おいらせ町

理科教育設備整備費等補助金教材備品購入 特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、おいらせ町の各小学校における教材購入について、適用する。

2. 品名及び数量

別紙、総括表（内訳明細書）のとおり

3. 契約件名

第23号 理科教育設備整備費等補助金教材備品購入

4. 納期及び納品場所

納 期 令和8年10月31日まで

納品場所 おいらせ町内小学校（5校）

5. 一般事項

- (1) 製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適合基準等を満たした製品とすること。
- (2) 各機器の接続・固定費及び設置・搬入費が必要となる物品については、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等は一切の費用を契約額に含むものとすること。
- (3) 納品については、納入時期・設置位置などをあらかじめ学校関係者と協議し実施すること。
- (4) 納入する物品の選定は、総括表(内訳書)を参考に同等品以上の物品とすること。また、同等品以上の物品を選定する場合は、質疑応答書を提出し、発注者から承認を得ること。
- (5) 物品を納入するときは、学校設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、納入業者が負担し現状に復旧すること。
- (6) 物品を納入するときは、納入物品に貼り付ける理振シールを合わせて納入すること。
- (7) 組立などの作業を必要とするものは、出来る限り納品前に完了し、納品時には必要最小限の作業のみとすること。
- (8) 納品に際して、発生した梱包材量などのゴミについては、納入業者において処分を行うこと。
- (9) 物品を納入後、取扱説明が必要なものは、取扱説明書等で学校関係者に説明を行うこと。
- (10) 物品の納品が完了した日から1年間は無償保証期間とし、メーカーまたは納入業者の責任に帰する故障・汚損、不良その他の不具合が生じた場合は、速やかに交換に応じること。
- (11) 物品を納入後、納入写真（デジタルカメラ可）を撮影し、図書として発注者に提出すること。
- (12) 入札の際、学校毎の積算総括表及び積算内訳明細書をつけること。

6. その他

疑義が生じた場合は、発注者と請負者で協議の上決定する。